



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 43/2014年5月号

発行日：2014年5月23日

5月は、季節が春から梅雨に変わる時期で体調を崩しがちです。着る物を工夫しながら、適切な体温管理心がけましょう。

I. 最新情報（2014年4月1日～2014年4月30日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2014 年4月 2日	研究 報告	会計制度委員会研究報告第9号「計算書類に係る附属明細書のひな型」の改正について	日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、平成26年3月19日に開催されました常務理事会の承認を受けて、「会計制度委員会研究報告第9号「計算書類に係る附属明細書のひな型」の改正について」を公表いたしましたのでお知らせいたします。 本改正は、平成26年3月に公布された「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第19号）に対応するため、所要の見直しを行ったものです。 なお、平成26年改正の本ひな型は、平成26年3月に公布された「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第19号）において、会社法に基づいて作成される計算書類を基に金融商品取引法の財務諸表（比較情報を含む。）として記載できることが規定されたことを踏まえ、所要の改正を行ったものであります。	—
2014 年4月 18日	意見	企業会計基準公開草案第56号（企業会計基準第12号の改正案）「四半期財務諸表に関する	平成26年2月25日に企業会計基準委員会から企業会計基準公開草案第56号（企業会計基準第12号の改正案）「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第51号（企業会計基準適用指針第14号の改正案）「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」が公表され、広く意見が求めら	—

		る会計基準（案）」 及び企業会計基準 適用指針公開草案 第 51 号（企業会 計基準適用指針第 14 号の改正案） 「四半期財務諸表 に関する会計基準 の適用指針（案）」 に対する意見につ いて	れました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、この公開草案に対 する意見を取りまとめ、平成 26 年 4 月 18 日付けで企業会計基準 委員会に提出いたしましたのでお知らせします。	
2014 年 4 月 18 日	意見	実務対応報告公開 草案第 40 号「リ ース手法を活用し た先端設備等投資 支援スキームにお ける借手の会計処 理等に関する実務 上の取扱い（案）」 に対する意見につ いて	平成 26 年 3 月 7 日に企業会計基準委員会から実務対応報告公開 草案第 40 号「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキーム における借手の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」が公表 され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、この公開草案に対 する意見を取りまとめ、平成 26 年 4 月 18 日付けで企業会計基準 委員会に提出いたしましたのでお知らせします。	—

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. IT 関係（IT 委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2014 年 4 月 18 日	研究 報告	「IT 委員会研究 報告第 44 号「新 EDINET の概要と XBRL データに関 する監査人の留意	日本公認会計士協会（IT 委員会）は、平成 26 年 4 月 15 日に開 催されました常務理事会の承認を受けて、「IT 委員会研究報告第 44 号「新 EDINET の概要と XBRL データに関する監査人の留意 事項」」を公表しましたのでお知らせします。 本研究報告の取りまとめに当たっては、平成 25 年 12 月 10 日か	—

		事項」の公表について	ら平成26年1月9日までの間及び平成26年2月18日から3月4日までの間、草案を公表し、広く意見募集を行ったことを申し添えます。	
--	--	------------	--	--

5. その他

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2014年4月4日（監査基準委員会）	報告書	監査基準委員会報告書800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」、監査基準委員会報告書805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」、関連する品質管理基準委員会報告書及び監査基準委員会報告書の一部改正、並びに監査基準委員会研究報告第3号「監査基準委員会報告書800及び805に係るQ&A」の公表について	日本公認会計士協会（監査基準委員会）は、平成26年2月18日付けで企業会計審議会から公表された「監査基準の改訂に関する意見書」に対応し、関連する監査基準委員会報告書等の策定、関連する品質管理基準委員会報告書及び監査基準委員会報告書の一部改正について検討してまいりました。 このたび、平成26年3月19日常務理事会の承認を受けて、以下の報告書を公表しますので、お知らせいたします。 新しく公表する監査基準委員会報告書 - 監査基準委員会報告書800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」（以下「監基報800」という。） - 監査基準委員会報告書805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」（以下「監基報805」という。） 関連する監査基準委員会報告書等の一部改正 - 品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」 - 監査基準委員会報告書（序）「監査基準委員会報告書の体系及び用語」 - 監査基準委員会報告書200「財務諸表監査における総合的な目的」 - 監査基準委員会報告書210「監査業務の契約条件の合意」 - 監査基準委員会報告書250「財務諸表監査における法令の検討」 - 監査基準委員会報告書510「初年度監査の期首残高」 - 監査基準委員会報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」 - 監査基準委員会報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」 - 監査基準委員会報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」	平成27年4月1日以後開始する事業年度又は会計期間に係る特別目的の財務諸表の監査から適用する。ただし、本報告書の全ての要求事項が適用可能である場合には、平成26年4月1日以後に発行する監査報告書から適用することを妨げない。

		・ 監査基準委員会報告書 710「過年度の比較情報—対応数値と比較財務諸表」 新しく公表する監査基準委員会研究報告 ・ 監査基準委員会研究報告第3号「監査基準委員会報告書 800 及び 805 に係るQ & A」（以下「監基研Q & A」という。） 以上の監査基準委員会報告書の取りまとめに当たっては、平成 25 年 12 月 13 日から平成 26 年 1 月 14 日まで、また、監基研Q & Aについては、平成 26 年 1 月 27 日から平成 26 年 2 月 17 日までの間草案を公開し、広くコメントの募集を行いました。公開草案に寄せられたコメントを検討した結果、公開草案から大きく変更した点は以下のとおりです。 監基報 800 ・ （文例 1）中小企業の会計に関する要領に基づいて作成した計算書類の注記の記載及びそれに併せた当該計算書類に対する監査報告書の強調事項の表現の修正 監基報 805 ・ （文例 2）個別の財務表であるキャッシュ・フロー計算書に適用される財務報告の枠組みを、一般目的/適正表示の枠組みから、特別目的/準拠性の枠組みへ修正 監基研Q & A ・ （Q8、Q9）中小企業の会計に関する指針に基づいて作成された計算書類に適用される財務報告の枠組みを一般目的から特別目的へ修正 ・ （Q16）監基研Q & A（公開草案）のQ16 及びQ17 を一つのQ & Aに集約 ・ （Q18）個別の財務表又は財務諸表項目等の監査契約の新規締結又は更新に当たっての留意事項として、倫理規則第3条「誠実性の原則」の遵守のため、当該監査の依頼の理由の検討を行う旨を追加 また、監査基準委員会報告書 800 及び 805 に基づく監査に関連して、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」の第 34-2 項（審査を要しない監査業務の範囲）に審査の必要性を慎重に検討するリスク要因のある状況を追加しました。 なお、公開草案に寄せられた主なコメントの概要とそれらに対する対応は、「公開草案に対するコメントの概要及び対応について」に記載しております。	
--	--	--	--

Ⅱ. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

【外貨による前渡金・前受金及びこれらに係る外貨建取引高の換算等について】

昨今グローバル化が進み、日常の事業活動の中で外国との取引が多くなってきたと思います。その中でも前受金又は前渡金を外貨で受け取るケースも出てきており、その会計処理について悩まれるケースがあるかと思います。今回は、その時に備え「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」を確認したいと思います。

1. 外貨建前渡金及び前受金は外貨建金銭債権債務か？

前渡金は、将来、財貨又はサービスの提供を受ける費用性資産であり、前受金は将来、財又はサービスの提供を行う収益性負債であるので、外貨建金銭債権債務ではありません。従って、外貨により授受された前渡金及び前受金は、金銭授受時の為替相場による円換算額を付します（外貨建取引等の会計処理に関する実務指針 25 項）。従って、決算時に決算時の為替相場による円換算は必要ありません。一方収益性負債又は費用性資産の代表例として外貨建未収収益や外貨建未払費用がありますが、これら項目は、為替換算上、外貨建金銭債権債務に準ずるものとして取り扱うことになっています（外貨建取引等の会計処理に関する実務指針 27 項）。従って、外貨建未収収益や外貨建未払費用は、決算時に決算時の為替相場により円換算が必要となります。

2. 前渡金及び前受金に係る外貨建取引高の換算方法

原則として、外貨建取引高のうち、前渡金又は前受金が充当される部分については、前渡金又は前受金の金銭授受時の為替相場により円換算額を付し、残りの部分については、取引発生時の為替相場により換算します。

但し、営業利益及び経常利益に重要な影響を及ぼさないと認められるときは、当該取引高の全額を取引発生時の為替相場により換算し、この金額を取引高に計上するとともに、前渡金又は前受金の金銭授受時の為替相場と取引発生時の為替相場との相違から生じる換算差額は、為替差損益として処理することができます（外貨建取引等の会計処理に関する実務指針 26 項）。

3. 外貨建保証債務の換算と注記

外貨建保証債務は、決算時の為替相場により円換算し、貸借対照表項目の注記として記載します（外貨建取引等の会計処理に関する実務指針29項）。

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703